

事例番号:300305

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 33 週 B 群溶血性連鎖球菌 (GBS) 陰性

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 37 週 2 日

19:30 陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 37 週 2 日

22:48 経膈分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:37 週 2 日

(2) 出生時体重:2800g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:実施せず

(4) Apgar スコア:生後 1 分 9 点、生後 5 分 10 点

(5) 新生児蘇生:実施せず

(6) 診断等:

生後 3 日 退院

生後 6 日 哺乳力低下、冷感、アノーゼ、筋緊張低下

細菌培養検査で髄液・尿から GBS (3+)

髄液起因迅速検査で GBS 陽性

髄液検査で細胞数 1297/3、黄褐色、混濁

(7) 頭部画像所見:

生後 2 ヶ月 頭部 CT で脳全体の高度障害や嚢胞化を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:助産所

(2) 関わった医療スタッフの数

看護スタッフ:助産師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、GBS 感染症により、髄膜炎および敗血症性ショックとなったことであると考ええる。

(2) GBS の感染時期および感染経路は、分娩経過中の垂直感染(産道感染、まれに子宮内感染)の可能性が高いが、水平感染(産道・子宮内感染以外の未知の経路による出生後の感染)の可能性も否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中期および末期に医師による健康診査が行われず、自施設のみで管理したことは基準から逸脱している。

2) 分娩経過

(1) 妊娠 37 週 2 日に子宮収縮 2-3 分毎のため入院としたこと、および入院後の対応(内診、分娩監視装置装着)は一般的である。

(2) 入院時の胎児心拍数陣痛図の記録速度を 1cm/分で記録したことは基準から逸脱している。

(3) 入院後の胎児心拍数陣痛図で胎児頻脈を認めている状況で、13 分間で分娩監視装置を終了したこと、および 20 時 30 分、21 時 30 分の間欠的胎児心拍聴取で 160 拍/分台の頻脈を認めたことに対し、以降も間欠的胎児心拍数聴取のみで経過をみたことは基準から逸脱している。

3) 新生児経過

(1) 生後 3 日までの管理は概ね一般的である。

(2) 生後 4 日、生後 5 日の受診時のバイタルサイン値や全身状態、アセスメント等の記録がな

いことは一般的でない。

- (3) 生後 6 日に低体温のため高次医療機関 NICU へ搬送としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 妊娠期の定期健康診査については、「助産業務ガイドライン 2014」に準拠し、妊娠中期および末期に医師による健康診査を 2 回受診させることが必要がある。
- (2) 分娩期の胎児心拍数聴取については「助産業務ガイドライン 2014」に則して実施する必要がある。
- (3) 胎児心拍数陣痛図の記録速度は 3cm/分に設定することが望まれる。
- (4) 観察した事項および実施した処置等に関しては、診療録に正確に記載する必要がある。

【解説】本事例は、妊産婦の入院後の体温、分娩監視装置の装着・終了時刻の記載がなかった。また、新生児の生後 4 日、5 日の受診時のバイタルサインの値や全身状態、その際のアセスメント等の記載もなかった。妊産婦や新生児に対して行われた観察内容や処置、アセスメント内容は詳細を記載することが重要である。

- (5) B 群溶血性連鎖球菌スクリーニングは今後、妊娠 35 週から 37 週に実施することが望まれる。

【解説】本事例では、妊娠 33 週に膣分泌物培養検査が実施されており、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」に則った対応がされているが、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」では、推奨時期が変更されているため、今後は妊娠 35 週から 37 週で実施することが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

- (1) 学会・職能団体に対して

ア. 新生児 GBS 感染症の発生機序の解明、予防方法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

イ. 国・地方自治体に対して、妊娠中の B 群溶血性連鎖球菌スクリーニングを、「産婦人科診療がトータル」で推奨する時期に公的補助下に一律に実施できる制度を構築するよう働きかけることが望まれる。

【解説】「産婦人科診療がトータル-産科編 2017」では、膣分泌物培養検査 (GBS スクリーニング) を妊娠 35 週から 37 週に実施することを推奨しているが、検査費用の公的補助制度によって同時期の実施が難しい地域がある。

ウ. 日本助産師会・日本看護協会においては、分娩を扱うすべての助産師が新生児の観察や異常の早期発見ができるように講習会等による研鑽の機会を増やすことが望まれる。

エ. 嘱託契約を行っている分娩機関と助産所の間で常に情報を共有し、異常に対し可及的速やかに対応できる密な連携体制の構築を促進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。